

新型コロナウイルス感染症の地域の感染状況把握に資するよう、「学校等欠席者・感染症情報システム」（日本学校保健会）への加入・活用を依頼するものです。（新規）

事 務 連 絡  
令和 2 年 6 月 8 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課 御中

文部科学省初等中等教育局  
健康教育・食育課

学校等欠席者・感染症情報システムの加入について（依頼）

各自治体におかれては、地域における一斉の臨時休業期間を終了し、学校における新型コロナウイルス感染症対策について御尽力いただいていることと存じます。

新型コロナウイルス感染症については、いまだ不明な点が多く、有効性が確認された特異的なワクチンは存在しません。このため、どの地域においても、いつ感染者が発生してもおかしくないという前提で、地方自治体内での衛生主管部局との連携や学校医・学校薬剤師等の専門家と連携した学校の保健管理体制を築いておくことが重要です。

公益財団法人日本学校保健会においては、「学校等欠席者・感染症情報システム」を運営しており、このシステムを活用すれば、地域における児童生徒の健康状況を関係機関で同時に把握することが可能です。平成 29 年度には、全国の保育園の約 33%、小学校の約 53%、中学校の約 50%において利用されています。

新型コロナウイルス感染症の陽性患者については、一義的には自治体の衛生主管部局により把握されますが、その前段階の情報として、発熱等の風邪症状がある児童生徒がどの地域に多数発生しているかなどを関係機関が把握することにより、地域の警戒度を高め、学校における感染症対策をより徹底するなどの対応が可能になると考えられます。

本システムは、近日中に新型コロナウイルス感染症対策に対応したシステムとなるよう改修を加えることを予定しており、全国の学校に御協力いただき、このシステムを活用した事例を蓄積することにより、厚生労働省とも連携しつつ、

学校における感染症対策の改善に努めたいと考えています。

つきましては、別添のとおり日本学校保健会から通知されておりますので、本システムをまだ導入していない教育委員会におかれては、本システムに積極的に加入いただき、感染症対策に活用下さるようお願いいたします。なお、本システムの加入は、都道府県及び市区町村教育委員会単位での申し込みとなりますので、私立学校や国立学校など加入施設の範囲については各教育委員会がご判断ください。利用料は無料です。なお、利用可能となるまでに申し込みから1～2か月ほどかかります。

各都道府県教育委員会におかれましては、域内市（区）町村教育委員会に対して周知くださるようお願いいたします。

「学校等欠席者・感染症情報システム」加入の問合せ先

(公財) 日本学校保健会 担当者 永井、高橋

[https://www.gakkohoken.jp/kesseki\\_contact/index](https://www.gakkohoken.jp/kesseki_contact/index)

参考1：学校等欠席者・感染症情報システムの概要（日本学校保健会ポータルサイト）

[https://www.gakkohoken.jp/files/ccenter/new\\_about\\_system.pdf](https://www.gakkohoken.jp/files/ccenter/new_about_system.pdf)

参考2：学校等欠席者・感染症情報システム デモ版のご案内（ログインするとマニュアルがご覧になれます）

[https://www.gakkohoken.jp/info\\_demo](https://www.gakkohoken.jp/info_demo)

参考3：「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00029.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html)

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局  
健康教育・食育課  
TEL：03-5253-4111(2070)

日学保第65号  
令和2年6月8日

各都道府県、指定都市、市区町村学校保健会  
各都道府県、指定都市、市区町村教育委員会学校保健担当課  
各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部局感染症対策担当課  
各都道府県・指定都市・中核市 保育主管課

御中

公益財団法人 日本学校保健会  
(公印省略)

令和2年度「学校等欠席者・感染症情報システム」  
新規導入の再募集受付について（通知）

平素より本会事業にご支援を賜り感謝申し上げます。

本「学校等欠席者・感染症情報システム」は国立感染症研究所との共同研究契約に基づいて平成29年度から日本学校保健会が運営主体となって進めているシステムです。本システムを活用することにより、学校、保育所及び市区町村等での感染症等の発生状況が表やグラフ、地図で確認、情報共有ができ、感染症への早期把握・早期対応に有用なシステムとなっております。

この度、「学校等欠席者・感染症情報システム」の新規導入（追加登録）について、本年度の導入を再募集することといたしました。

つきましては、新規導入（追加登録）の手続を進めるため、下記により必要書類を本会事務局宛にご提出いただきますようお願いいたします。

記

1 提出書類

- (1) 学校等欠席者・感染症情報システム新規導入申込書 兼 使用申請書（別紙1）  
自治体または主管課の代表者印を必ず捺印の上、PDFファイルにて提出願います。
- (2) 令和2年度登録予定施設一覧表（別紙2）  
市区町村単位でシートを分けて記入したExcelファイルにて提出願います。
- (3) 中学校区地図  
中学校区が区別できる地図をPDFファイルにて提出願います。

2 提出方法 上記（1）（2）（3）を添付ファイルにて電子メールで申し込む。

3 提出期限 令和2年8月31日（月）

4 その他

- (1) 新規導入のスケジュールについて  
ア 当該自治体または主管課から関係書類の提出を受けて、新規登録の作業を委託業者に依頼します。  
イ 委託業者の登録作業完了後、アカウント情報（URL・ID・初期パスワード）の一覧を順次、該当自治体または主管課に電子メールで送付します。（施設登録に1～2ヶ月かかります。）

ウ 自治体または主管課から適切な時期に各施設にアカウント情報を伝達して利用を開始してください。

(2) 地図実装について

校区別の市区町村地図の実装については、無償で作成することとなりました。中学校区が区別できる地図をPDFにて電子メールでご提出ください。なお、地図の実装は作業に時間を要するため、システム利用開始時にはご利用いただけないこと、申込状況によっては、次年度以降に繰り越す場合もあることをあらかじめご了解いただきますようお願いいたします。

(3) 届出様式改変について

届出様式の改変については、自治体または主管課の費用負担をお願いしております。独自の届け出様式を希望される場合は、下記により別途お申し込みください。

6月8日付通知「学校等欠席者・感染症情報システムに係る届出様式について」

公益財団法人 日本学校保健会事務局  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目3番17号虎ノ門2丁目タワー6階  
担当 永井・高橋

申請書類提出先

E-mail : [takahashi@hokenkai.or.jp](mailto:takahashi@hokenkai.or.jp)

システムに関するお問い合わせ

URL : [https://www.gakkohoken.jp/kesseki\\_contact/index](https://www.gakkohoken.jp/kesseki_contact/index)

(別紙1)

学校等欠席者・感染症情報システム新規導入申込書 兼 使用申請書

年 月 日

公益財団法人日本学校保健会  
会 長 横 倉 義 武 様

申請者  
自治体または主管課名

代表者

印

学校等欠席者・感染症情報システムを使用したいので、下記のとおり申請いたします。

導入予定施設 (種別・施設数)		
担当部署 (代表)	所 属	
	担当者	
	住 所	
	電 話	
	メー ル	

